

平成29年度指名停止等の運用状況一覧

平成30年3月30日現在

No	業者名	本社所在地	指名停止期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日 (指名停止区域)	該当事項	指名停止の理由
1	株式会社シグマスタッフ	東京都品川区上大崎2丁目25番2号 新目黒東急ビル6階	平成29年4月13日～平成29年5月12日 (全国)	指名停止措置要領 別表2第15号 (不正又は不誠実な行為)	環境省が発注する「平成29年度環境影響評価制度の検討調査等派遣業務」については、平成29年3月1日に入札を行い、株式会社シグマスタッフが落札者となったが、その後、当該派遣契約が困難であるとして、契約の締結の辞退に至ったため。
2	株式会社埋研分析センター	山形県鶴岡市道形町18-17	平成29年4月25日～平成29年7月24日 (東北地方環境事務所管内)	指名停止措置要領 別表2第15号 (不正又は不誠実な行為)	「平成28年度から平成32年度までの特定廃棄物埋立処分事業に係る環境モニタリング調査等業務」において実施された、浸出水処理水中のフッ素及びその化合物の分析において、以下のとおり、発注者との情報関係を大きく損なう事象が生じたため、契約の全部を履行する見込みがないとして契約を解除した。
3	株式会社不二建設	福島県いわき市郷宮町代154-5	平成29年4月26日～平成29年5月9日 (東北地方環境事務所管内)	指名停止措置要領 別表1第8号 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	株式会社不二建設は、平成28年2月15日、いわき市内の一般建築住宅工事において掘削作業を行っていた作業員がコンクリート塀の一部が破損したことにより身体を挟まれ死亡する事故を起こした。この事故について、危険を防止するために必要な措置を講じていなかったとして、平成28年9月8日、同社及び同社の専務取締役が労働安全衛生法及び労働安全衛生規則違反容疑で書類送検され、平成28年12月29日、いわき簡易裁判所において、それぞれ罰金30万円の刑が確定した。
4	南総建株式会社	福島県南会津郡南会津町山口字堀田791	平成29年5月1日～平成29年5月31日 (関東地方環境事務所管内)	指名停止措置要領 別表2第15号 (不正又は不誠実な行為)	環境省関東地方環境事務所が発注する「平成29年度尾瀬国立公園環境省所管浄化槽管理業務」については、平成29年4月17日に入札を行い、南総建株式会社が落札者となった。当該業務においては、仕様書中に「請負者が浄化槽法第35条に基づく福島県南会津郡楳枝村長の許可を受けていること」と及び「請負者が福島県浄化槽保守点検業者登録条例に基づく福島県知事の登録を受けていること」の2点について明記していたが、同社入札担当者の確認不足により、前記2点を満たしていないにもかかわらず、本来応札すべき業務名と類似した当該業務に誤って応札し、落札したことから、契約の締結に至らず、このことにより、当該業務の契約関連手続きが著しく遅延するに至ったため。
5	真栄産業株式会社	宮城県都城市神之山町4824	平成29年5月29日～平成29年6月28日 (九州地方環境事務所管内)	指名停止措置要領 別表2第12号 (建設業法違反行為)	民間発注の建築一式工事において、建設業法第3条第1項の規定に違反して、同項の許可を受けずに建設業を営む元請業者と同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な工事の範囲を超えて請負契約を締結したことによる。(建設業法違反)
6	井関農機株式会社	愛媛県松山市馬木町700番地	平成29年6月27日～平成29年8月26日 (東北地方環境事務所管内)	指名停止措置要領 別表2第5号 (独占禁止法違反行為)	公正取引委員会は、宮城県、福島県における施設園芸用施設の建設工事に関連し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして平成29年2月16日、違反者7者(井関農機(株)、(株)大仙、渡辺ハイブ(株)、三菱マヒンドラ農機(株)、ヤンマーグリーンシステム(株)、イノチオアグリ(株)、サンキンB&G(株))を公表し、事前に違反報告を申告していたヤンマーグリーンシステム(株)を除く6者に対し同法7条の2第1項に基づく課徴金納付命令を行った。 なお、井関農機(株)、(株)大仙、ヤンマーグリーンシステム(株)は課徴金納付命令制度適用時業者であることが認められている。
7	ヤンマーグリーンシステム株式会社	大阪府大阪市北区鶴野町1丁目9号	平成29年6月27日～平成29年7月26日 (東北地方環境事務所管内)	指名停止措置要領 別表2第5号 (独占禁止法違反行為)	公正取引委員会は、宮城県、福島県における施設園芸用施設の建設工事に関連し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして平成29年2月16日、違反者7者(井関農機(株)、(株)大仙、渡辺ハイブ(株)、三菱マヒンドラ農機(株)、ヤンマーグリーンシステム(株)、イノチオアグリ(株)、サンキンB&G(株))を公表し、事前に違反報告を申告していたヤンマーグリーンシステム(株)を除く6者に対し同法7条の2第1項に基づく課徴金納付命令を行った。 なお、井関農機(株)、(株)大仙、ヤンマーグリーンシステム(株)は課徴金納付命令制度適用時業者であることが認められている。
8	株式会社大仙	愛知県豊橋市下地町字柳目8番地	平成29年6月27日～平成29年7月26日 (東北地方環境事務所管内)	指名停止措置要領 別表2第5号 (独占禁止法違反行為)	公正取引委員会は、宮城県、福島県における施設園芸用施設の建設工事に関連し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして平成29年2月16日、違反者7者(井関農機(株)、(株)大仙、渡辺ハイブ(株)、三菱マヒンドラ農機(株)、ヤンマーグリーンシステム(株)、イノチオアグリ(株)、サンキンB&G(株))を公表し、事前に違反報告を申告していたヤンマーグリーンシステム(株)を除く6者に対し同法7条の2第1項に基づく課徴金納付命令を行った。 なお、井関農機(株)、(株)大仙、ヤンマーグリーンシステム(株)は課徴金納付命令制度適用時業者であることが認められている。
9	イノチオアグリ株式会社	愛知県豊橋市向草間町字北新切95	平成29年6月27日～平成29年8月26日 (東北地方環境事務所管内)	指名停止措置要領 別表2第5号 (独占禁止法違反行為)	公正取引委員会は、宮城県、福島県における施設園芸用施設の建設工事に関連し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして平成29年2月16日、違反者7者(井関農機(株)、(株)大仙、渡辺ハイブ(株)、三菱マヒンドラ農機(株)、ヤンマーグリーンシステム(株)、イノチオアグリ(株)、サンキンB&G(株))を公表し、事前に違反報告を申告していたヤンマーグリーンシステム(株)を除く6者に対し同法7条の2第1項に基づく課徴金納付命令を行った。 なお、井関農機(株)、(株)大仙、ヤンマーグリーンシステム(株)は課徴金納付命令制度適用時業者であることが認められている。
10	渡辺ハイブ株式会社	東京都中央区築地6番10号	平成29年6月27日～平成29年8月26日 (東北地方環境事務所管内)	指名停止措置要領 別表2第5号 (独占禁止法違反行為)	公正取引委員会は、宮城県、福島県における施設園芸用施設の建設工事に関連し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして平成29年2月16日、違反者7者(井関農機(株)、(株)大仙、渡辺ハイブ(株)、三菱マヒンドラ農機(株)、ヤンマーグリーンシステム(株)、イノチオアグリ(株)、サンキンB&G(株))を公表し、事前に違反報告を申告していたヤンマーグリーンシステム(株)を除く6者に対し同法7条の2第1項に基づく課徴金納付命令を行った。 なお、井関農機(株)、(株)大仙、ヤンマーグリーンシステム(株)は課徴金納付命令制度適用時業者であることが認められている。
11	三菱マヒンドラ農機株式会社	島根県松江市東出雲町楯屋667番地1	平成29年6月27日～平成29年8月26日 (東北地方環境事務所管内)	指名停止措置要領 別表2第5号 (独占禁止法違反行為)	公正取引委員会は、宮城県、福島県における施設園芸用施設の建設工事に関連し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして平成29年2月16日、違反者7者(井関農機(株)、(株)大仙、渡辺ハイブ(株)、三菱マヒンドラ農機(株)、ヤンマーグリーンシステム(株)、イノチオアグリ(株)、サンキンB&G(株))を公表し、事前に違反報告を申告していたヤンマーグリーンシステム(株)を除く6者に対し同法7条の2第1項に基づく課徴金納付命令を行った。 なお、井関農機(株)、(株)大仙、ヤンマーグリーンシステム(株)は課徴金納付命令制度適用時業者であることが認められている。
12	株式会社電通	東京都港区東新橋1丁目8番1号	平成29年7月11日～平成29年8月10日 (全国)	指名停止措置要領 別表2第15号 (不正又は不誠実な行為)	平成29年7月5日、東京地方検察庁に労働基準法第32条違反の事実で略式起訴されたもの。

No	業者名	本社所在地	指名停止期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日 (指名停止区域)	該当事項	指名停止の理由
13	株式会社昇建設	福島県福島市腰浜町31番16号	平成29年7月13日～平成29年9月12日 (東北地方環境事務所管内)	指名停止措置要領 別表2第15号 (不正又は不誠実な行為)	昇・古俣・ノオコー特定業務委託共同企業体は、平成26年度に福島市が発注した松川地区放射線除染業務委託において、福島市に竹林間伐工の面積を過大に報告したことから、平成29年7月6日委託料の一部返還請求を受けた。
14	株式会社古俣工務店	福島県福島市鳥谷野字扇田1-1	平成29年7月13日～平成29年9月12日 (東北地方環境事務所管内)	指名停止措置要領 別表2第15号 (不正又は不誠実な行為)	昇・古俣・ノオコー特定業務委託共同企業体は、平成26年度に福島市が発注した松川地区放射線除染業務委託において、福島市に竹林間伐工の面積を過大に報告したことから、平成29年7月6日委託料の一部返還請求を受けた。
15	ノオコー建設株式会社	福島県福島市小倉寺字中ノ内20-1	平成29年7月13日～平成29年9月12日 (東北地方環境事務所管内)	指名停止措置要領 別表2第15号 (不正又は不誠実な行為)	昇・古俣・ノオコー特定業務委託共同企業体は、平成26年度に福島市が発注した松川地区放射線除染業務委託において、福島市に竹林間伐工の面積を過大に報告したことから、平成29年7月6日委託料の一部返還請求を受けた。
16	株式会社電通	東京都港区東新橋1丁目8番1号	平成29年7月25日～平成29年8月24日 (原子力規制庁：全国)	指名停止措置要領 別表2第15号 (不正又は不誠実な行為)	株式会社電通は、労使協定の上限を超える違法残業をさせていたことから平成29年7月5日東京地方検察庁に労働基準法第32条の違反の事実で略式起訴された。
17	クリエイトテクノ株式会社	青森県弘前市大字中別所字向野189-3	平成29年9月19日～平成30年1月18日 (東北地方環境事務所管内)	指名停止措置要領 別表2第13号 (建設業法違反行為)	クリエイトテクノ(株)は、平成28年4月30日を審査基準日とする経営事項審査において、虚偽の貸借対照表に基づいて経営状況分析を受け、これをもとに得た経営事項審査結果をもって公共工事の入札参加資格申請を行ったとして、平成29年7月14日、青森県知事から30日間の営業停止命令の処分を受けた。また建設業法第11条第2項に規定する書類の提出についても虚偽の貸借対照表により作成した書類を青森県知事あて提出したとして、同日、指示処分を受けた。
18	株式会社安藤・間	東京都港区赤坂6-1-20	平成29年10月4日～平成30年1月3日 (福島地方環境事務所管内)	指名停止措置要領 別表2第16号 (不正又は不誠実な行為)	株式会社安藤・間が請負った除染事業において、田村市に対し改ざんした作業員の指泊費領収書を提出し、事業費をだまし取ったとして、東京地方検察庁特別捜査部は株式会社安藤・間東北支店の社員二人を詐欺罪で在宅起訴した。 このことは、当省の「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」について「(平成13年1月6日付環境令第9号大臣官房会計課長通知)別表2第16号(不正又は不誠実な行為)に該当するため、当該業者に対して指名停止を行うものである。
19	北野建設株式会社	長野県長野市町町524	平成29年10月11日～平成29年11月10日 (関東地方環境事務所管内)	指名停止措置要領 別表2第16号 (不正又は不誠実な行為)	京浜河川事務所が発注した「H27多摩川羽田第二水門耐震工事」において、平成29年6月26日、工事の契約変更に伴い必要となる港則法の工期延長許可手続を怠ったため、港則法に違反したとして、法人と使用人に対して、東京簡易裁判所より略式命令を受けたため。
20	株式会社富士電業社	岩手県盛岡市向中野7-13-6	平成29年10月17日～平成29年12月16日 (東北地方環境事務所管内)	指名停止措置要領 別表2第8号 (競売入札妨害又は該合)	(株)富士電業社は、岩手中部水道企業団が発注した「東和地区電気計装機械設備保守点検業務委託」の指名競争入札において、指名業者と設計価格の情報を同企業団和事業所長から事前に得て落札したとして、平成29年8月16日、岩手県警に「買収防止法違反」の容疑で逮捕され、同年9月1日、盛岡区検察庁に「買収防止法違反及び公契約関係競売入札妨害」の罪で略式起訴された。
21	INTLOOP株式会社	東京都港区赤坂2丁目12番31号TAKATABIL2F、5F	平成29年11月8日～平成29年12月7日 (全国)	指名停止措置要領 別表2第16号 (不正又は不誠実な行為)	環境省が発注する「平成29年度一般廃棄物処理施設管理技術講習会実施業務」については、平成29年8月30日に入札を行い、INTLOOP株式会社が落札者となったが、その後、当該契約が困難であるとして、契約の締結の辞退に至ったため。
22	青木あすなろ建設株式会社	東京都港区芝4-8-2	平成29年11月9日～平成29年12月8日 (関東地方環境事務所管内)	指名停止措置要領 別表2第16号 (不正又は不誠実な行為)	青木あすなろ建設株式会社の従業員が、神奈川県内の残土処分場「がけきやんく」内約417tを捨てたとして、平成29年9月28日、廃棄物処理法違反の容疑で神奈川県警に逮捕されたため。
23	畑中建設工業株式会社	青森県八戸市沼館4丁目6番6号	平成29年11月29日～平成29年12月28日 (東北地方環境事務所管内)	指名停止措置要領 別表2第16号 (不正又は不誠実な行為)	畑中建設工業株式会社は、青森県発注の「八戸港改修(統合補助)市川防砂堤工事」において、船舶安全法で定める船舶検査証書又は臨時航行許可証を有していない船舶を航行させたとして、平成29年7月31日、八戸区検察庁から船舶安全法違反で略式起訴され、同年8月8日に八戸簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。
24	株式会社岡本組	千葉県松戸市大金平3丁目165番地	平成30年1月10日～平成30年3月9日 (中部地方環境事務所管内)	指名停止措置要領 別表2第10号 (競売入札妨害又は該合)	当該業者の元取締役は、千葉県が発注した排水路工事の一般競争入札において、同県職員から予定価格などの非公開情報を得て落札し、入札の公正を害する行為をしたとして、平成29年11月23日、千葉県警察に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕された。
25	株式会社イレト伊勢	三重県伊勢市二見町茶屋421番地2	平成30年2月1日～平成30年4月30日 (中部地方環境事務所管内)	指名停止措置要領 別表2第10号 (競売入札妨害又は該合)	株式会社イレト伊勢の前代表取締役である会長と元取締役は、平成26年7月31日に三重県度会町が執行を予定していた「東部簡易水道統合整備事業棚橋水源池電気計装設備工事」(以下「本件工事」という)の指名競争入札に關し、本件工事の町担当職員から設計金額を聞き、その設計金額から算出した金額で入札し、本件工事を落札した。会長と元取締役は、入札等の公正を害すべき行為を行ったとして、入札該合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反により、津簡易裁判所から罰金50万円の略式命令を受け、その刑が確定した。
26	長崎テクノ株式会社	高知県高知市若松町1705番地	平成30年2月1日～平成30年3月14日 (中国四国地方環境事務所管内)	指名停止措置要領 別表2第13号 (建設業法違反行為)	長崎テクノ株式会社は、高知県発注工事(H27道改(特定)第10-103-14号県道興津窪川線道路改良工事)において下請施工があったにもかかわらず、建設業法24条の7第1項に規定する施工体制台帳等を作成していなかったことが、建設業法に違反し、高知県知事より7日間の営業停止処分を受けた。
27	株式会社昭大建設	長崎県対馬市上県町銅所823番地	平成30年2月2日～平成30年3月1日 (九州地方環境事務所管内)	指名停止措置要領 別表2第16号 (不正又は不誠実な行為)	株式会社昭大建設が行った倉庫の屋根補修作業において、屋根の踏み抜きによる墜落の危険があったが、墜落を防止するための必要な措置を講じなかったため作業員1名が墜落して死亡したものである。このことにより、同社及び同社取締役が、労働安全衛生法違反で起訴され、平成29年8月9日に罰金刑が確定したものである。 なお、同社は、建設業法第28条第1項第3号に該当するとして、平成29年11月17日に長崎県知事より監督処分(指示処分)を受けている。

No	業者名	本社所在地	指名停止期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日 (指名停止区域)	該当事項	指名停止の理由
28	さくらアカデミア株式会社	東京都港区六本木6丁目8番10号	平成30年2月23日～平成30年8月22日 (規制庁:全国)	指名停止措置要領 別表第1号 (虚偽記載)	労働者派遣事業を行う際には、労働者派遣事業の許可を受け、又は特定労働者派遣事業の届出をすることが必要であるところ、同社は有効な許可・届出がないことを秘して事業の届出を有効であるかのように装い入札し、落札及び契約締結を行っていた。
29	株式会社アイセイ	大阪府和泉市鶴山台1丁目16番11号	平成30年2月28日～平成30年3月27日 (九州地方環境事務所管内)	指名停止措置要領 別表2第16号 (不正又は不誠実な行為)	九州地方環境事務所那覇自然環境事務所が発注する、「平成29年度グリーンアノール捕獲トラップ納入業務」について、平成30年1月26日の入札に際し、最低落札価格で落札したにも関わらず、同年2月14日、契約辞退となったため。
30	株式会社三越伊勢丹	東京都新宿区3丁目14番1号	平成30年3月8日～平成30年4月7日 (全国)	指名停止措置要領 別表2第5号 (独占禁止法違反行為)	公正取引委員会は、JR東日本とJR西日本が発注する業務用制服の入札参加者に対し、平成30年1月12日、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者(株)三越伊勢丹、東洋物産(株)、(株)大丸松坂屋百貨店、新陽(株)、(株)そごう、西武、ニッケ商事(株)、伊藤忠商事(株)、(株)チクマ並びに排除措置命令の対象(名宛人)とならない違反事業者(双日ジーエムシー(株))を公表した。
31	東洋物産株式会社	東京都渋谷区1丁目17番5号	平成30年3月8日～平成30年5月7日 (全国)	指名停止措置要領 別表2第5号 (独占禁止法違反行為)	公正取引委員会は、JR東日本とJR西日本が発注する業務用制服の入札参加者に対し、平成30年1月12日、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者(株)三越伊勢丹、東洋物産(株)、(株)大丸松坂屋百貨店、新陽(株)、(株)そごう、西武、ニッケ商事(株)、伊藤忠商事(株)、(株)チクマ並びに排除措置命令の対象(名宛人)とならない違反事業者(双日ジーエムシー(株))を公表した。
32	株式会社大丸松坂屋百貨店	東京都江東区木場2丁目18番11号	平成30年3月8日～平成30年5月7日 (全国)	指名停止措置要領 別表2第5号 (独占禁止法違反行為)	公正取引委員会は、JR東日本とJR西日本が発注する業務用制服の入札参加者に対し、平成30年1月12日、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者(株)三越伊勢丹、東洋物産(株)、(株)大丸松坂屋百貨店、新陽(株)、(株)そごう、西武、ニッケ商事(株)、伊藤忠商事(株)、(株)チクマ並びに排除措置命令の対象(名宛人)とならない違反事業者(双日ジーエムシー(株))を公表した。
34	双日ジーエムシー株式会社	東京都港区赤坂8丁目18番11号	平成30年3月8日～平成30年4月7日 (全国)	指名停止措置要領 別表2第5号 (独占禁止法違反行為)	公正取引委員会は、JR東日本とJR西日本が発注する業務用制服の入札参加者に対し、平成30年1月12日、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者(株)三越伊勢丹、東洋物産(株)、(株)大丸松坂屋百貨店、新陽(株)、(株)そごう、西武、ニッケ商事(株)、伊藤忠商事(株)、(株)チクマ並びに排除措置命令の対象(名宛人)とならない違反事業者(双日ジーエムシー(株))を公表した。
35	新陽株式会社	東京都中央区日本橋室町4丁目3番号	平成30年3月8日～平成30年5月7日 (全国)	指名停止措置要領 別表2第5号 (独占禁止法違反行為)	公正取引委員会は、JR東日本とJR西日本が発注する業務用制服の入札参加者に対し、平成30年1月12日、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者(株)三越伊勢丹、東洋物産(株)、(株)大丸松坂屋百貨店、新陽(株)、(株)そごう、西武、ニッケ商事(株)、伊藤忠商事(株)、(株)チクマ並びに排除措置命令の対象(名宛人)とならない違反事業者(双日ジーエムシー(株))を公表した。
36	株式会社そごう・西武	東京都千代田区二番町5番地25	平成30年3月8日～平成30年4月7日 (全国)	指名停止措置要領 別表2第5号 (独占禁止法違反行為)	公正取引委員会は、JR東日本とJR西日本が発注する業務用制服の入札参加者に対し、平成30年1月12日、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者(株)三越伊勢丹、東洋物産(株)、(株)大丸松坂屋百貨店、新陽(株)、(株)そごう、西武、ニッケ商事(株)、伊藤忠商事(株)、(株)チクマ並びに排除措置命令の対象(名宛人)とならない違反事業者(双日ジーエムシー(株))を公表した。
37	ニッケ商事株式会社	大阪府大阪市中央区瓦町3丁目3番10号	平成30年3月8日～平成30年5月7日 (全国)	指名停止措置要領 別表2第5号 (独占禁止法違反行為)	公正取引委員会は、JR東日本とJR西日本が発注する業務用制服の入札参加者に対し、平成30年1月12日、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者(株)三越伊勢丹、東洋物産(株)、(株)大丸松坂屋百貨店、新陽(株)、(株)そごう、西武、ニッケ商事(株)、伊藤忠商事(株)、(株)チクマ並びに排除措置命令の対象(名宛人)とならない違反事業者(双日ジーエムシー(株))を公表した。
38	伊藤忠商事株式会社	大阪府大阪市北区梅田3丁目1番3号	平成30年3月8日～平成30年5月7日 (全国)	指名停止措置要領 別表2第5号 (独占禁止法違反行為)	公正取引委員会は、JR東日本とJR西日本が発注する業務用制服の入札参加者に対し、平成30年1月12日、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者(株)三越伊勢丹、東洋物産(株)、(株)大丸松坂屋百貨店、新陽(株)、(株)そごう、西武、ニッケ商事(株)、伊藤忠商事(株)、(株)チクマ並びに排除措置命令の対象(名宛人)とならない違反事業者(双日ジーエムシー(株))を公表した。
39	株式会社チクマ	大阪府大阪市中央区淡路町3丁目3番10号	平成30年3月8日～平成30年5月7日 (全国)	指名停止措置要領 別表2第5号 (独占禁止法違反行為)	公正取引委員会は、JR東日本とJR西日本が発注する業務用制服の入札参加者に対し、平成30年1月12日、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者(株)三越伊勢丹、東洋物産(株)、(株)大丸松坂屋百貨店、新陽(株)、(株)そごう、西武、ニッケ商事(株)、伊藤忠商事(株)、(株)チクマ並びに排除措置命令の対象(名宛人)とならない違反事業者(双日ジーエムシー(株))を公表した。
40	株式会社大勝	神奈川県横浜市西区平沼1丁目3番13号	平成30年3月15日～平成30年3月28日 (関東地方環境事務所管内)	指名停止措置要領 別表第18号 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	株式会社大勝が、第三管区海上保安本部から受注した「小笠原モータ局施設撤去工事」において、平成26年10月22日、建物の解体作業中に車両系建設機械(ブローカ)が転倒し、労働者が車両系建設機械と地面の間に挟まれ死亡した際、工事現場が傾斜地であったにもかかわらず、誘導員等を配置するなど、危険を防止するための必要な措置を講じなかったとして、労働安全衛生法違反の罪で平成29年10月4日に、同法人及び現場代理人に対して東京簡易裁判所より略式命令を受けたため。
41	株式会社島建	福井県勝山市荒土町布市第12号27番地	平成30年3月20日～平成30年4月19日 (中部地方環境事務所管内)	指名停止措置要領 別表第13号 (建設業法違反行為)	株式会社島建は、勝山市発注の工事において、工事期間中専任の技術者を配置しなければならぬところ、建設業法第26条第3項に違反し、同じ技術者を福井県が発注する別の工事の主任技術者としても配置していた。上記のことが、建設業法第28条第1項の規定に該当するとして、建設業許可部局である福井県から指示処分を受けた。
42	大成建設株式会社	東京都新宿区新宿1丁目25番1号	平成30年3月30日～平成30年7月29日 (関東地方環境事務所管内、中部地方環境事務所管内)	指名停止措置要領 別表2第5号 (独占禁止法違反行為)	公正取引委員会より平成30年3月23日JR東海が発注するリニア中央新幹線の品川、名古屋両駅の新設工事に関し、独占禁止法に違反する犯罪があったと見做して独占禁止法第74条第1項の規定に基づき刑事告発を受けた。
43	鹿島建設株式会社	東京都港区元赤坂1丁目3番1号	平成30年3月30日～平成30年7月29日 (関東地方環境事務所管内、中部地方環境事務所管内)	指名停止措置要領 別表2第5号 (独占禁止法違反行為)	公正取引委員会より平成30年3月23日JR東海が発注するリニア中央新幹線の品川、名古屋両駅の新設工事に関し、独占禁止法に違反する犯罪があったと見做して独占禁止法第74条第1項の規定に基づき刑事告発を受けた。

No	業者名	本社所在地	指名停止期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日 (指名停止区域)	該当事項	指名停止の理由
44	株式会社大林組	東京都港区港南2丁目16番1号	平成30年3月30日～平成30年7月29日 (関東地方環境事務所管内、中部地方環境事務所管内)	指名停止措置要領 別表2第5号 (独占禁止法違反行為)	公正取引委員会より平成30年3月23日JR東海が発注するリニア中央新幹線の品川、名古屋両駅の新設工事に關し、独占禁止法に違反する犯罪があったと思料して独占禁止法第74条第1項の規定に基づき刑事告発を受けた。
45	清水建設株式会社	東京都中央区京橋2丁目15番2号	平成30年3月30日～平成30年7月29日 (関東地方環境事務所管内、中部地方環境事務所管内)	指名停止措置要領 別表2第5号 (独占禁止法違反行為)	公正取引委員会より平成30年3月23日JR東海が発注するリニア中央新幹線の品川、名古屋両駅の新設工事に關し、独占禁止法に違反する犯罪があったと思料して独占禁止法第74条第1項の規定に基づき刑事告発を受けた。